

## 第36回鈴鹿市子ども・子育て会議にて出た意見（まとめ）

| 委員からのご意見                                                                | 検討内容 |
|-------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 子どもからの意見聴取                                                            |      |
| (1) 対象について                                                              |      |
| 自分の意見を言うことが難しい子どもでも、決して意見が無いわけではないので、全ての子どもたちを対象にしてほしい。                 |      |
| 子どもたちも様々な家庭環境があり、一部の子どもを対象を絞って、それを子どもの意見としてまとめるのは、少々乱暴な気もする。            |      |
| (2) 内容・方法について                                                           |      |
| 子どもたちが今どんな状況にあるのか、家庭や学校で、日々どのようなことを感じているのかを聞くことが大事だと思う。                 |      |
| 条例の施行期日が決まっているので、それまでの間に、何のように聞かかっていうのをしっかり決めていかなければならない。               |      |
| 子どもから本音の意見をアンケートで聞き出すのは難しいことであり、教育委員会とも協力して、専門的な立場の方の協力を仰ぐなどした方が良い。     |      |
| 子どもの本音を引き出すには、大人が知恵を出し合って考えていかななくてはいけないと思う。                             |      |
| 子どもが主体的に考えて答えるというアンケートは、なかなか難しいのではないかな。                                 |      |
| 自分の意見を言うことが難しい子どもなどは、大人が助けてあげるなどして、自分の意見がきちんと伝えられるような方法を考えてほしい。         |      |
| 子どもたちにアンケートをとる場合、設問ごとに説明が必要となってくるので、学校の先生方は大変だと思います。                    |      |
| 同じ小学生でも、学年によって理解力に差があるため、アンケートをする際は、一つずつ丁寧に回答を進めてもらうやり方がいいと思います。        |      |
| 外国籍の子どもたちにはより細かな対応が必要であり、アンケートの際にはしっかりとサポートしてあげてほしい。                    |      |
| 同じ質問でも、子どもの年齢によって捉え方も変わってくるので、学年によって質問の仕方を変えるなどの工夫も大事だと思います。            |      |
| 条例とは何か、子どもの権利とは何かという説明を先にして、子どもたちの理解を深めてから、子ども条例（素案）に関するアンケートを実施した方が良い。 |      |

## 第36回鈴鹿市子ども・子育て会議にて出た意見（まとめ）

| 委員からのご意見                                                              | 検討内容 |
|-----------------------------------------------------------------------|------|
| 2 子ども条例に盛り込む内容                                                        |      |
| 条例の名称について、子どもたちにも権利があるということが一目でわかるので、条例の名称にも「子どもの権利」という言葉を入れてほしい。     |      |
| 子どもたちの意見を反映したものになればいいなと思う。                                            |      |
| 鈴鹿市の子どもたちの実情について把握し、それに即した内容であってほしい。                                  |      |
| 鈴鹿市の特徴（子ども会議の開催など）を盛り込んだ条例とした方がよい。                                    |      |
| いろんな立場の全ての子どもたちが対象である、ということが分かるような表現があればよいと思う。                        |      |
| 3 子ども条例の制定に関わる取組                                                      |      |
| 大人だけではなく、子どもたちも参加する会議があった方がよい。                                        |      |
| 子ども条例を制定する過程自体が、子どもたちへの子どもの権利の周知・啓発となる。                               |      |
| 学校の先生方の協力が前提となるが、子どもたちにとってもかなり勉強になると思う。                               |      |
| 子どもの権利について子どもたち自身が考えるきっかけとなることが、条例を制定する上で大事なことである。                    |      |
| 色んな分野から来られている委員の皆さんの意見を吸い上げ、鈴鹿市の子どもたちの現状をしっかりと考えた上で、検討を進めていかなければならない。 |      |
| 子どもの権利という言葉は聞いたことがあるものの、内容についてはあまり知らないという方が多い。                        |      |
| 条例を作ったら終わり、ではなく、そこからそれぞれの立場で何をすればいいか、子どもたちをどう守っていくか、という視点が大事である。      |      |